

保育施設入所選考基準

①基礎指数

保育の必要性の事由	保育者の状況	点数
就労	週5日以上かつ40時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	45
	週4日以上かつ35時間以上40時間未満、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	40
	週4日以上かつ30時間以上35時間未満、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	35
	週25時間以上30時間未満、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	30
	週12時間以上25時間未満、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合 または週12時間以上、内職をしている場合	25
	保育者の雇用主が配偶者又は親族で、週4日以上かつ30時間以上、居宅内外で働いているが、それに見合う収入の証明がない場合	35
	保育者の雇用主が配偶者又は親族で、週12時間以上、居宅内外で働いているが、それに見合う収入の証明がない場合	25
就労確定	週4日以上かつ30時間以上、居宅内外で働くことが確定している場合	23
	週12時間以上、居宅内外で働くことが確定している場合	15
就学	週4日以上かつ30時間以上、就学している場合	35
	週25時間以上30時間未満、就学している場合	30
	週12時間以上25時間未満、就学している場合 または就学予定の場合	15
疾病	長期入院している場合や、寝たきり等で全面的に介助が必要である場合	44
	長期疾病等で常時安静を要し、日中介助を必要とする場合	33
	日中介助を必要としないが、自宅療養を指示されており保育が困難な場合	22
障害	重度の障害(療育手帳A、身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級)を有し、保育が常時困難な場合	44
	中度の障害(療育手帳B1、身体障害者手帳3～4級、精神障害者保健福祉手帳2～3級)を有し、保育が常時困難な場合	33
	上記以外の障害を有し、保育が常時困難な場合	22
介護・看護	同居の親族等を常時介護又は看護しており、対象となる者が重度の障害者(児)又は寝たきり等で全面的に介助が必要な者である場合	44
	日中介護又は看護しており、対象となる者が中度以上の障害者(児)、長期疾病等で長期入院中又は常時安静を要する状況で介助を必要とする場合	33
	上記以外の介護・看護等で保育が困難な場合	22
妊娠・出産	出産予定日の前後2か月の期間である場合、又は妊娠中であり、心身の状態から保育が困難と判断される場合	15
求職活動	求職活動中の場合	11
祖父母等と子どもの世帯	祖父または祖母が週4日以上かつ30時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	【世帯点数】 100
	その他の祖父母等と子どもの世帯	【世帯点数】 85
災害	災害によって居宅を失い又は破損し、その復旧にあたっている場合	【世帯点数】 100
関係機関及び施設の依頼等	関係機関からの入所依頼があるものや社会的養護が必要で里親委託が行われているもの等、特別な支援を要する場合	【世帯点数】 100
その他	東大阪市内に居住している場合	【世帯点数】 10

【特記事項】

- 保育施設の利用調整は、本表に基づいて行う。
- 基準日は、利用開始希望日とする。
- 基礎指数は、父母それぞれの点数の合計とする。なお、世帯点数に該当する事由の場合は世帯点数とする。
- 保育者一人につき保育の必要性の事由が複数ある場合は、点数が高いもの一つを用いる。
- 「就労」の就労時間は、雇用契約上の就業時間にて計算する。時間外勤務や育児による時間短縮勤務等は算定上考慮しない。1日1時間以内の休憩時間は含むものとする。ただし、選考においては週あたりの就労時間は60時間を上限とする。
- 保育者が育児休業中の場合、就労証明書において入所後速やかに就労復帰することが確認できる場合、誓約書の提出をもって就労に準じて選考するものとする。
- 保育者が育児休業を取得中で育児休業の延長を検討しており、他の申請者より選考上の優先度が低くなることに同意した場合は、それを考慮した優先度で選考するものとする。
- 「東大阪市内に居住している場合」とは、申込時点で申請児童及びその保護者が東大阪市民でないことである。
- 天災・その他理由により保育施設が閉園する場合において、該当施設に在園する児童の他の保育施設での保育の継続希望について、入所選考上一定配慮することが出来る。
- 認定こども園において、利用定員を満たした状況で教育・保育の受け入れ枠の変更が必要な場合、教育利用児童の保育利用の希望について、入所選考上一定配慮することができる。

保育施設入所選考基準

②調整指数

	内 容	点数
保護者状況 による加算	保育施設の入所が決定した場合に、保育者の就労時間延長を予定しており、延長後の就労時間が現在の基礎指数の区分より上位の区分に該当する場合	1
	東大阪市内認可保育施設において、保育士・幼稚園教諭・子育て支援員・看護師・准看護師の資格を有し、週25時間以上の勤務条件で保育業務に就労中または就労が確定している場合	14
	東大阪市内認可保育施設において、保育士・幼稚園教諭・子育て支援員・看護師・准看護師の資格を有し、週12時間以上25時間未満の勤務条件で保育業務に就労中または就労が確定している場合	6
世帯状況 による加算	ひとり親世帯(就労・就労予定)	54
	ひとり親世帯(上記以外)	46
	DVIにより保育者の保育の必要性の事由の証明が提出できない場合、第三者機関からの通知がある世帯	45
	生活保護受給世帯(保育施設入所により自立が期待できる場合)	10
児童状況 による加算	関係機関からの入所依頼があるものや社会的養護が必要で里親委託が行われているもの等、特別な支援を要する児童	50
	兄弟姉妹が別々の市内認可保育施設(2・3号)に入所しており、一方が入所することで2園分離が解消される施設を第1希望とする場合	9
	2歳クラスまでの市内認可保育施設の卒園予定児童で、保育の継続を図る必要がある場合(提携先のある園の卒園児を除く)	4
	児童が市内認可保育施設(2・3号)へ入所しておらず、児童の兄弟姉妹が既に市内認可保育施設(2・3号)に入所している場合	4
	児童が市外認可保育施設に委託入所している場合	3
	児童が認可外保育施設、企業主導型保育施設、就労型一時預かり等を、保育者の入所要件に見合う日数・時間利用している場合	3
	多胎児が同時に申込をする場合(同時・同園入所を希望する場合のみ)	2

【特記事項】

- 離婚調停(夫婦関係調整調停)中であることが確認できれば、ひとり親として扱う。
- 認可外保育施設等を利用している場合の調整指数は、入所申込時から入所希望日まで継続的に利用している場合に加算対象とする。
- 家庭保育が可能な状況での認可外保育施設等の利用については、調整指数の加算対象としないものとする。

選考指数(①基礎指数+②調整指数)が同点の場合の優先順位について

順 位	内 容
1	入所希望施設の希望順位が高いこと
2	ひとり親世帯であること
3	基礎指数が高いこと
4	就労、就労確定、就学の保育者がいる場合、週あたりの通算合計時間が長いこと
5	世帯に手帳を保有する程度の障害児・者がいること

【特記事項】

- 上記を考慮してもなお同順位となる場合については、保護者及び児童の状況、家族構成等を考慮し、総合的に審査する。